

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成24年10月1日作成)

法令名	海岸法
根拠条項	第35条第2項
処分の概要	延滞金の徴収 (農政部所管の区域内に限る。)
法令の定め	第35条第2項 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。 (関連条項) 海岸法第35条第1項 海岸法施行規則第9条
処分基準	(設定不要)
問い合わせ先	農政部農村振興局農村整備課防災災害グループ(電話番号：011-231-4111(内線27-629))
備考	処分基準が法令の定めに尽くされていることから、処分基準は設定しない。